

長野市公共交通活性化・再生協議会規約

(設置)

第1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項及び事業実施)

第2 協議会は、次に掲げる事項を協議し、形成計画を実施するほか、ICカードシステムの運営その他必要な事業を実施するものとする。

- (1) 形成計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係する公共交通事業者及び公共交通事業者が組織する団体又はその代表者が指名する者
- (2) 道路管理者又は道路管理者が指名する者
- (3) 長野県長野中央警察署長及び長野南警察署長又はその指名する者
- (4) 住民又は公共交通機関の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) 長野市の都市整備部担任副市長及び長野市長が指名する職員
- (7) その他長野市が必要と認めた者

(役員)

第4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

2 会長は、長野市の都市整備部担任副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、第3第2項に掲げる委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。

4 協議会は、その協議する事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 協議会は、原則として公開とする。

(代理人による表決)

第7 やむを得ない理由により協議会に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

(地域公共交通会議)

第8 協議会に、道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、長野市地域公共交通会議を置くこととする。

(ICカードシステム運営委員会)

第9 協議会に、ICカードシステムの運営を行うため、ICカードシステム運営委員会を置くこととする。

(部会の設置)

第10 協議会に、第2に掲げる協議等を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第11 協議会の事務局は、長野市都市整備部交通政策課内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、長野市都市整備部交通政策課長をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

4 協議会の事業の実施は、事務局長が総括し処理するとともに、委員が所属する団体の社員等が必要に応じて行う。

(事務所等の設置及び業務の執行)

第12 協議会は、業務の執行に当たり必要な事務所等を設置する。

2 協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める規程による。

3 協議会は、ICカードシステムの一切を所有し、適切に運営管理する。

4 協議会は、ICカードシステムの業務を執行するため、くるるカードセンターを長野市大字鶴賀問御所町1200番地3に設置し、所要の職員を置く。

5 協議会は、業務の適正な執行を図るため、ICカードシステムの運営に関する取扱規則等を定める。

6 協議会は、ICカードシステムの運営に際し保有する個人情報に関して、個人の権利利益を保護するため、適正にこれを管理する。

(書類及び帳簿の備え付け)

第13 協議会は、事務局に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければなら

い。

- (1) 協議会規約及び第11に掲げる規程等
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他第11に掲げる規程に基づく書類及び帳簿
(会計)

第14 協議会の会計は、一般会計及びI Cカード事業会計とする。

(事業年度)

第15 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第16 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) 事業の実施に係る手数料又は負担金
- (4) その他の収入
(収支予算)

第17 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(監査等)

第18 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、翌年度初回の協議会開催日の5日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 財産目録
- (5) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第19 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第20 協議会が解散する場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会が解散時に保有する財産の帰属については、会議において議決する。

(補則)

第21 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附 則

この規約は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年1月4日から施行する。